

岡垣町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する

令和2年12月1日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

記

- 1 監査の種類 補助金監査
- 2 対象事項 補助金に係る事務の執行及び事業の管理
- 3 監査対象補助金と所管課
 - (1) 商工会まつり補助金 産業振興課
 - (2) まつり岡垣補助金 産業振興課
 - (3) 岡垣町の特産品を育てる会補助金 産業振興課
 - (4) 町民文化祭補助金 生涯学習課
 - (5) 岡垣町青少年健全育成町民会議補助金 生涯学習課
 - (6) 夢の体験塾実行委員会補助金 生涯学習課
 - (7) 岡垣国際交流協会補助金（監査の継続） 地域づくり課
- 4 監査の期間 令和2年11月4日から11月6日
- 5 監査の場所 監査室

6 監査の方法

監査の対象となった団体補助金に関し、過去3年分の補助金（平成29年度・平成30年度・令和元年度）に係る事務の執行及び事業の管理について、担当部局からの資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、別項の監査の着眼点に沿って、質問その他の方法によって監査を行った。

7 主な着眼点

- (1) 岡垣町補助金等交付規則（平成24年岡垣町規則第7号）に沿った取扱いが行われているか
- (2) 補助金交付の目的及び対象事業の内容は明確か
- (3) 補助対象経費及び補助金額の算出根拠は明確か
- (4) 補助金の支出根拠及び交付基準は明確か
- (5) 補助金交付の一連の事務手続きは適正に行われているか
- (6) 昨年度定期監査における改善を要する事項の措置状況の確認

8 監査の結果

(1) 総評

岡垣国際交流協会補助金以外については、概ね適正に事務が執行されていると認められる。

ただし、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられたので口頭で注意した。

なお、指摘事項については、次に述べるので「事務処理の見直しや改善を行い、より適正な事務の執行に努められたい。

(2) 指摘事項（岡垣国際交流協会補助金）

(ア) 不明瞭な会計処理及び文書管理について

団体の規約と人件費に関する令和元年度の賃金台帳が、昨年度の定期監査から1年を経過してようやく提出された。年間の支払額は事務局長に対し720,000円、事務局職員には2,400,000円であったが、内容を精査した結果、給与規定に反して事務局長並びに事務局職員に対して、約1,000,000円を超える過大な支払いが認められた。

ただし、現金出納帳や人件費に係る他の証票類がないため、実際に給料が支払われているのか確認できない。

この賃金台帳が適正であれば過払い分の返還措置を要するため、過去にも同様の違反行為がなかったのか検証を的確に行うとともに、補助団体には原因の究明と会計処理の見直し等を指示するなど、迅速な対応及び管理監督の徹底を図られたい。

(イ) 規約に反する組織運営について

多額の内部留保を有する団体であることから、直近の定期総会資料を基に繰越金や基金の状況を確認した。

令和元年度の繰越金は604,830円であり、基金全体の約75%に相当する5,124,155円が事業運営基金の名目で積み立てられ、積み立て目的が明確でないものが1,655,043円あり、基金総額は、6,779,198円と過大なものとなっている。

なお、令和2年度の事業計画並びに予算案では、中国慈溪市国際交流小学校建設資金に充てる目的で、基金3,000,000円を取り崩す方針である。役員改選も含め重要事項の決定にも関わらず、定期総会に諮ることなく、特定の役員を対象に書面議決により承認を得たとの説明であるが、役員会の議事録や関係書類が整備されていないため事実確認ができない。

また、団体の事務を総括する事務局が全く機能しておらず、会費の徴収をはじめとして会員に対して決算報告や事業計画等が周知された実績も見受けられない。

従って、補助団体の会長に対して、問題解決に向けて理事会及び総会を招集するよう指示し、その結果を文書で確実に監査委員に報告されたい。

(ウ) 補助事業の取消し等について

前述したとおり、信ぴょう性を欠く決算書に基づく実績報告や事業計画書を漫然と審査した上で本年度も定額の補助金交付を続けており、岡垣町補助金等交付規則に抵触する恐れがある。また、事務の執行及び事業の管理が一向に改善されていない状況である。

そもそも、監査対象団体は補助金3,500,000円の概ね2倍に達する資金を保有していることから、岡垣町行政改革推進計画の改革方針に沿って、補助事業の取消しや補助金の返還を検討するとともに、組織の適正な運営の助言とあわせて、チェック体制を整備・確立し、厳正な職務の遂行に努められたい。

(3) 改善事項

(ア) 商工会まつり補助金

えびつかぐや灯籠まつり実行委員会を經由して、共催者の岡垣国際交流協会に支払われる作業委託に係る補助金について、事業実施前に補助満額の交付決定を受けながら、2年連続で交付決定後に追加交付申請があり、当初申請分と追加申請分の補助金の交付を行っており、事業計画審査に問題がある。また、当会の収益事業（料理品販売）である食材費の補てんも行っ

ており、事業運営の見直しが求められる。

(イ) まつり岡垣補助金

補助の対象事業が町の事業と考えられるものや対象事業による町への一定の利益と責任が認められるものについては、「委託費」や「負担金」への見直しを検討すべきである。

なお、岡垣国際交流協会に対し、委託料の名目でワールドレストラン食材費を補てんしているが、公平、公正の点で問題があるため、他の出店者と同様の取扱いをされたい。

(ウ) 岡垣町の特産品を育てる会補助金

補助金交付については、対象事業及び対象経費を概括的でなく具体的に特定し、これを要綱等に明記すべきである。また、交付団体は補助金の管理能力がある団体でなければならないから、開始決定時には経理管理能力を確認する必要があるし、実績報告書を審査するときは併せて管理能力を検証する必要がある。最後に交付団体の繰越金等の確認も曖昧であり、令和元年度は 897,281 円と補助額を大幅に上回るものとなっていることも改善されるべきである。

(4) 総括

平成 30 年 2 月策定の「岡垣町行政改革推進計画」の進捗管理と並行して、2 年間に亘って実施した補助金監査の結果、主に次のような課題があることを把握した。

(1) 交付要綱の未整備により補助対象経費等が不明確

補助の目的、補助対象経費や算定基準等を明記した交付要綱が確実に整備されていないため、補助対象経費や策定基準が不明確になっている。

(2) 実施期間が未設定

終期設定がされていないため、一度補助制度が設置されると長期にわたり定額補助が続いている。

(3) 多額の繰越金の発生

補助額を超えるほどの繰越金が発生している例が見受けられる。

(4) 交付先団体における補助金管理能力が不足

担当課が自ら補助金申請、実績報告を行い、補助金を管理し、しかもその審査も行っており、町としてのチェック機能が全く働いていない。本事態解消に向け、改めて内部統制の導入について検討されたい。

本町では、交付申請、交付決定、実績報告などの事務手続きを定めた、岡

垣町補助金等交付規則第 14 条に、交付要綱を作成するよう規定しているが、作成しない理由も不明確なまま、それが遵守されていない補助金が極めて多い点が問題である。

そこで、今後の補助金における支出根拠の明確化と判断の基準を確保するため、統一的な事項を定めた「補助金の適正化に関するガイドライン」等を別途作成し、町民への明確な説明責任が果たせる仕組みづくりを速やかに行うよう要望する。